

# 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要(2・完)

湯山壮一郎 金融庁企画課信用制度参事官室課長補佐  
 鈴木 善計 前金融庁企画課信用制度参事官室課長補佐  
 井町 大慧 金融庁企画課信用制度参事官室課長補佐  
 関谷 康太 前金融庁企画課調査室課長補佐  
 中村 香織 金融庁企画課信用制度参事官室課長補佐  
 古村 将 金融庁企画課信用制度参事官室係長

## 一 はじめに

本稿では、平成二八年五月二五日に成立した、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という)について、前号の銀行法に係る改正の解説に続き、資金決済法および電子記録債権法等に係る改正の概要、および、施行に向けた今後のスケジュールについて解説したい。なお、本文中、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解である。

## 二 資金決済法(仮想通貨関連)等に係る改正の概要

### 1 改正の経緯

ビットコインをはじめとする仮想通貨については、テロ資金供与に利用されているとの指摘もあり、平成二七年六月に開催されたG7エルマウサミット的首脳宣言や同月に金融活動作業部会(以下「FATF」という)(注一)が公表したガイダンスにおいて、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対してマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すことが各国に求められた。

## 目次

- 一 はじめに
- 二 資金決済法(仮想通貨関連)等に係る改正の概要
  - 1 改正の経緯
  - 2 資金決済法に係る改正の概要
  - 3 犯罪収益移転防止法に係る改正の概要
- 二 資金決済法(仮想通貨関連以外)に係る改正の概要
  - 1 改正の経緯
  - 2 改正の概要
- 三 電子記録債権法に係る改正の概要
  - 1 改正の経緯
  - 2 改正の概要
- 四 施行に向けた今後のスケジュール

また、国内でも、平成二六年に当時世界最大規模の仮想通貨と法定通貨の交換業者が破綻するという事案も発生している。

こうした状況を踏まえ、仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネーロンダリング・テロ資金供与規制を導入し、不正利用の防止という国際的な要請に対応するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて、利用者の信頼を確保するための環境整備が重要と考え、改正法では、仮想通貨と法定通貨の交換業者(以下「仮想通貨交換業者」という)に対する所要の制度整備を行っている。

2 資金決済法に係る改正の概要

(1) 仮想通貨の定義

改正法では、F A T Fにおける仮想通貨の定義（注二）も踏まえ、仮想通貨を、①不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手方として法定通貨と相互に交換できる、②電子的に記録され、移転できる、③法定通貨または法定通貨建ての資産（注三）ではない、との性質を有する財産的価値と定義（注四）している（改正後の資金決済に関する法律（以下「法」という）二条五項）（注五）。

なお、仮想通貨の該当性については、個別の商品・サービスごとに判断されるべきものであるが、一般論としては、プリペイドカード・ゲーム内通貨などの前払式支払手段や企業ポインタについて、たとえば、それらを使用可能な店舗が発行者との契約や利用者への表示等で示されており、それらを法定通貨と交換する不特定の者が存在しないという通常の形態のものであれば、基本的には、仮想通貨には該当しないものと考えられる。

(2) 仮想通貨交換業の定義

改正法では、仮想通貨交換業とは、以下の行為のいずれかを業として行うことと定義している（改正後の法二条七項）。

- ① 仮想通貨と法定通貨の交換または他の仮想通貨との交換

- ② ①の行為の媒介、取次ぎまたは代理
- ③ ①または②の行為に関して、利用者の金銭または仮想通貨の管理をすること

仮想通貨の利用の広がりやサービスの発展に応じた適切な規制を整備していくことが重要と考えており、今後とも、仮想通貨に係るサービス実態等を十分に注視していくことが必要と考えられる。

(3) 規制の概要

① 登録

改正法では、仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行つてはならないと規定している（改正後の法六三条の二）。

登録申請に当たっては、仮想通貨交換業者の商号・住所、資本金額、営業所の所在地、取締役・監査役等の氏名、取り扱う仮想通貨の名称、仮想通貨の交換業の内容および方法、仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合にはその委託先、他に事業を行つている場合はその事業の種類、その他内閣府令で定める事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならないと規定している（改正後の法六三条の三）。

② 登録拒否要件

改正法では、登録申請者が次の事項などに該当するとき、または登録申請書・添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な記載が欠けているときは、その登録を拒

否しなければならないと規定している（改正後の法六三条の五）。

- ・ 株式会社または外国仮想通貨交換業者（注六）（国内に営業所を有する外国会社に限る）でないもの
  - ・ 外国仮想通貨交換業者にあつては、国内代表者のない法人
  - ・ 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人
  - ・ 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
  - ・ 法令遵守体制の整備が行われていない法人
  - ・ 他の仮想通貨交換業者と同一または類似の商号を用いようとする法人
  - ・ 過去五年間に仮想通貨交換業者の登録を取り消された法人
  - ・ 過去五年間に資金決済法・出資法等に違反し、罰金刑に処せられた法人
  - ・ 他に行う事業が公益に反すると認められる法人
  - ・ 取締役等が、過去五年間に禁錮以上の刑に処せられるなど、改正後の法六三条の五第一項一〇号に規定する不適格事由に該当する者のある法人
- また、改正法では、仮想通貨交換業の登録を得た後に前記の事項に該当することとなった場合には、内閣総理大臣は、その登録を取り消し、

または六カ月以内の期間を定めて仮想通貨交換業の全部もしくは一部の停止を命ずることができると規定されており(改正後の法六三条の一七)、前記の事項は業務継続要件ともなっている。

なお、前記の事項のうち、仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎の内容については、今後、内閣府令で規定することとなるが、仮想通貨交換業を行うに当たっては、セキュリティ対策を講じたシステム構築など最低限の初期投資等のため、一定程度の資本が必要であることから、最低資本要件を設けることが考えられる。具体的な金額については、たとえば、仮想通貨交換業者と業務が類似すると考えられる資金移動業者に対し、事業開始時に最低一、〇〇〇万円の供託を求めていることに鑑み、これと同水準の資本金を求めることが考えられる。また、最低資本金が維持されていても、累積損失の発生により、事業者が債務超過に陥るおそれもあることから、併せて、たとえば、「純資産額がマイナスでない」との純資産要件を設けることが考えられる。

③ システムの安全管理

仮想通貨は、電子的に記録され、移転されることから、改正法では、仮想通貨交換業者に対し、業務の適正・確実な遂行や利用者保護の観点から、システムの安全管理のために必要な措

置を講じることを課している(改正後の法六三条の八)。

具体的な措置の内容は、今後、内閣府令や監督指針において規定することとなるが、たとえば、イ. システムリスク管理に係る基本方針の策定・内部監査などのシステムに係る安全管理体制の構築、ロ. システム障害などの緊急時における対応計画(コンテンツエンジニアプラン)の策定などを課することが考えられる。

④ 利用者への情報提供等

仮想通貨と法定通貨の交換等に際しては、仮想通貨交換業者から利用者に対して、取引判断に必要な正確な情報が提供されることが重要であることから、改正法では、仮想通貨交換業者に対し、利用者への説明・情報提供義務を課している(改正後の法六三条の一〇)。

具体的な措置の内容は、今後、内閣府令において規定することとなるが、たとえば、

- ・ 仮想通貨は、イ. 法定通貨ではない、ロ. 価値が購入対価を下回るおそれがある、ハ. 移転はインターネット上で行われ、消失のおそれ等もあることなどの説明、
- ・ 仮想通貨交換業者の商号や手数料等の契約内容についての情報提供、
- などを課することが考えられる。

⑤ 利用者財産の管理

改正法では、わが国において仮想通貨と法定通貨の交換業者が破綻し、代表者が利用者の資

金を横領した容疑等により逮捕されるといった問題が発生していることを踏まえ、仮想通貨交換業者に対し、利用者の金銭・仮想通貨と自己の金銭・仮想通貨を分別して管理する義務を課している(改正後の法六三条の一)。

分別管理に係るわが国の金融法制では、(i) 供託の方法で保全するもの、(ii) 信託の方法で保全するもの、(iii) 自己の資産と顧客資産を明確に区分し、直ちに判別できる状態で管理するものに大別される。

仮想通貨については、現時点では、私法上の位置づけも明確でないため、法制上または事実上、供託・信託を行うことができないとの制約があり、また、そうした中で、金銭についてのみ供託・信託を行うこととしても、どこまで利用者保護の実効性があるか疑問であるとの指摘、あるいは、現実に、仮想通貨交換業者が金銭の信託等を行うことが可能かとの指摘もある。

これらを勘案し、「金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」(平成二十七年一月二二日公表)(以下「決済WG報告書」という)では、「少なくとも現時点では、顧客資産との区分管理を基本」とすることが考えられる旨提言されている。

⑥ 外部監査

改正法では、国内の事業者において現に利用者の財産が消失する事案が発生していることを

踏まえ、利用者財産の適正な管理や財務の健全性について、事業者が不正を行うことを牽制するとともに、問題の早期発見を図るため、仮想通貨交換業者に対し、利用者の財産と自己の財産との分別管理の状況や財務諸表の内容について、公認会計士または監査法人による定期的な外部監査を受けることを課している（改正後の法六三条の二一、法六三条の四）。

⑦ 認定協会

仮想通貨交換業については、現時点においてもさまざまなサービス形態が考えられ、また、イノベーション等により、サービス内容が急速に変化することも考えられる。こうしたことを踏まえ、行政による検査監督に加え、仮想通貨交換業者による自主的な取組みを組み合わせることで、柔軟かつ機動的な対応を可能とする観点から、改正法では、他の金融関連業と同様に、認定協会の制度を設けている。

認定協会は、内閣総理大臣の認定を受け、仮想通貨交換業の適正化およびその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定、改正後の法その他の法令および協会規則を遵守させるため、または利用者保護を図るために必要な会員に対する指導や勧告、会員の改正後の法等に基づく命令・処分の遵守状況の調査、利用者保護を図るために必要な情報の収集・整理・提供、利用者からの苦情の処理、利用者に対する広報等を行うこととされている（改正後

の法八七条、八八条）。

⑧ 金融ADR（金融分野における裁判外紛争解決制度）

主要な金融関連業については、金融分野における裁判外の簡易・迅速なトラブル解決のための金融ADR制度が設けられていることが通例である。資金決済法においても、資金移動業者に対し同制度が設けられており、改正法では、仮想通貨交換業者についても同制度を設けている（改正後の法六三条の二二等）。

なお、改正法では、他の金融関連業者同様に、ADR機関（指定紛争解決機関）が存在する場合には、ADR機関に加入することを義務づけ、

・ ADR機関が存在しない場合には、個別の仮想通貨交換業者において、弁護士会等に紛争解決を行わせるなどの措置を講ずることを義務づけており、

今後、仮想通貨交換業者においてどちらを選択するか判断がなされていくものと考えられる。

(4) 監督規定

改正法では、他の金融関連業と同様に、仮想通貨交換業者に対する、帳簿書類の作成・保存義務（改正後の法六三条の一三）、事業報告書等の作成・提出義務（改正後の法六三条の一四）、報告徴求・立入検査（改正後の法六三条の一五）、業務改善命令（改正後の法六三条の一六）、登録の取消し・業務停止命令（改正後の法六三条の一七）等

を規定している。

(5) 経過措置

仮想通貨交換業については、既存の事業者が存在しており、法施行後、既存の事業者における登録準備や当庁における登録審査に一定の期間を要することが想定されるため、改正法では、「施行から六ヶ月間は登録を受けずに業務を行うことができる」旨の経過措置を設けることとしている。

ただし、業務の適切性を確保する観点から、他の金融関連業の例と同様に、既存の事業者を「みなし業者」として、法施行から行為規制を適用することとしている（改正法の附則八条）。

3 犯罪収益移転防止法に係る改正の概要

改正法では、前述のとおり、仮想通貨交換業者に対し、マネーロンダリング・テロ資金供与規制を導入し、不正利用の防止という国際的な要請に対応する観点から、犯罪収益移転防止法の「特定事業者」（犯罪収益移転防止法二条二項）に仮想通貨交換業者を追加している。これにより、同法に基づき、顧客の取引時確認（同法四条）、確認記録および取引記録の作成・保存（同法六条、七条）、疑わしい取引の当局への届出（同法八条）、マネーロンダリング・テロ資金供与対策のための体制整備（同法二一条（現行法一〇条）平成二八年一〇月施行）の義務等が課されることとなる。



なお、仮想通貨交換業者に対して取引時確認義務が課される特定取引については、政令（犯罪収益移転防止法施行令）で規定することとなるが、F A T F が平成二七年六月に公表した仮想通貨貨に関するガイダンスにおいては、顧客と継続的契約関係を確立する際または一定額を超える取引の際に本人確認等の顧客管理が求められる。当該ガイダンスを踏まえ、政令では、たとえば、顧客が仮想通貨交換業者に口座開設する際、または、一定額を超える取引を行う際に取引時確認を義務づけることが考えられる。

## 二 資金決済法（仮想通貨関連以外）に係る改正の概要

### 1 改正の経緯

資金決済法の対象である前払式支払手段の発行や資金移動業について、I T の進展等を背景に、近年、サーバ型前払式支払手段の増加やインターネットや携帯可能な端末を利用した決済サービスの拡大がみられる。改正法では、このような動きに対応すること等を目的として、規定の整備を行っている。

### 2 改正の概要

(1) I T 機器を利用した前払式支払手段に対応した利用者に対する情報提供方法に関する規定の整備

現行法では、前払式支払手段に係る支払可能金額等の情報について、前払式支払手段に係る証券等または当該前払式支払手段と一体となっている物（以下「一体物」という）を利用者に対して交付する場合には、当該証券等または一体物に、支払可能金額等の情報を表示しなければならぬとされている（法二三条一項）。他方、当該前払式支払手段に係る証券等または一体物を利用者に対し交付しない場合には、内閣府令で定める方法により前記情報を提供しなければならぬとされており（法一三条二項）、内閣府令において、インターネット等により情報提供を行うこととしている（前払式支払手段に関する内閣府令二二条一項）。

こうした中、技術の発展により、現行法による表示義務と情報提供義務の区分を当てはめることが不都合となる場面も生じている（たとえば、スマートフォンと連動する時計型端末にI C チップを搭載させた商品が現れているが、現行法では表示義務の対象となり、当該端末に必要な情報を表示しなければならぬことになる）。

このため、前払式支払手段の形態等に応じた

適切な方法による情報提供を可能とすることが、利用者の利便性の向上と利用者保護の双方の観点からみて適切と考えられることから、改正法においては、法律上は、現行の表示義務と情報提供義務を一元化して、提供すべき情報の内容のみを規定し、情報提供の方法については、内閣府令で規定することとしている（改正後の法二三条一項）。

内閣府令では、決済W G 報告書において、前払式支払手段が「情報端末等の電子機器である場合には、利用者に対する情報提供を、インターネットで行うことを許容していくことが適当と考えられる」とされていることを踏まえ、それに沿った内容とする予定である。

(2) 前払式支払手段の払戻し時の公告に関する規定の整備

現行法では、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の保有者に払戻しを行う場合には、日刊新聞紙により公告を行うこととされている（前払式支払手段に関する内閣府令四一条二項）。これは、前払式支払手段の保有者が申出期間内に申出を行わなければ払戻手続から除外される点を踏まえ、保有者に対して十分に周知できるようにするため、公告方法を日刊新聞紙による方法に限定しているものと考えられる。

しかし、サーバ型前払式支払手段の増加に伴い、インターネット上においてのみ利用される前払式支払手段も一定程度現れているところ、

そのような前払式支払手段の保有者に対しては、電子的な方法によっても十分な周知が可能であると考えられる。他方、前記のとおり、保有者が申出期間内に申出を行わなければ払戻手続から除外されることから、十分に信頼性のある周知方法により行われることが必要である。

そこで、一定の条件に該当する場合には、会社法で認められている電子公告で行うことを許容することとし、改正法では、払戻し時の公告について、会社法上の電子公告の規定を準用している（改正後の法二〇条三項・四項）。

なお、改正法においては、法律上は、公告事項のみを規定し、公告の方法については内閣府令で規定することとしている（改正後の法二〇条二項）。

内閣府令では、決済WG報告書において、「インターネット上で利用されるプリペイドカードである場合、業務廃止時の公告について、日刊新聞紙による公告に代えて、会社法で認められている電子公告の選択を許容していくことが適当と考えられる」とされていることを踏まえ、それに沿った内容とする予定である。

(3) 前払式支払手段に係る苦情の処理に関する

規定の整備

現行法では、自家型発行者の届出事項、第三者型発行者の登録申請事項および前払式支払手段への表示事項として、「前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談

に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先」が挙げられており（法五条一項九号、八条一項八号、一三条一項四号）、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行および利用に関して、利用者からの苦情を受け付けることが前提となつてゐる。また、事務ガイドラインでは、苦情処理態勢について、前払式支払手段発行者に対する監督上の着眼点が表示されている。しかしながら、前払式支払手段発行者が、苦情処理に関する態勢整備義務を負うことについて、法令上の明文の規定は存在していない。

平成二七年八月、消費者委員会は、「電子マネーに関する消費者問題についての建議」において、特にインターネット取引において、電子マネーの加盟店の悪質な行為が原因で生じる消費者被害が生じているとして、「金融庁は、電子マネーを利用した取引における悪質な加盟店による消費者の被害の発生・拡大防止及び回復を図るため、電子マネー発行者に対し、資金決済に関する法律における義務付けを含む、加盟店の管理及び苦情処理体制の制度整備に向けた措置を講ずること」との建議を行った。同建議中では、苦情処理に関して、「電子マネー発行者の規約では『加盟店・利用者間のトラブルは当事者間で解決する』旨が規定されているものも存在し、電子マネー発行者が紛争解決に非協力的である場合もあるとの報告もあるため、電子マネー発行者に対して、苦情処理につい

て、より徹底させる必要がある」との指摘がなされた。

同建議を受けて、改正法では、前払式支払手段発行者における苦情処理をより徹底させる観点から、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行および利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講ずる義務を負うことを明文化している（改正後の法二一条の二）。

(4) 前払式支払手段に係る発行保証金の額の算定に関する特例の整備

現行法では、前払式支払手段発行者は、利用者保護のため、年二回の基準日（三月末日および九月末日）における未使用残高を元に算定した額の発行保証金を供託し、これを基準期間中維持することとなっている（法一四条一項等）。このため、たとえば、前払式支払手段が、基準日前に多量に発行され、基準日後に多量に使用されたような場合、前払式支払手段発行者は、多額の未使用残高を元に算定した額の発行保証金を供託しなければならない一方で、加盟店に対しては、使用された前払式支払手段の精算を行わなければならないことから、手元資金の不足が生じる可能性がある。

そこで、改正法では、現行の年二回の基準日（通常基準日）のほか、前払式支払手段発行者が届出をした場合には、中間時点である六月末日および一二月末日も基準日（特例基準日）に加

えることができることとし、発行保証金の額の算定を柔軟化している（改正後の法二九条の二第一項）。

なお、特例基準日の適用を選択した前払式支払手段発行者が、その適用を受けることをやめようとする場合には、その旨の届出を行うこととなる（改正後の法一九条の二第二項）が、特例基準日における未使用残高が一時的に増大した場合に適用の解除の届出を行うなど恣意的に制度が利用されることを防止するため、前払式支払手段発行者が、特例基準日の適用の届出を行った日から適用の解除の届出を行う日までの間、また、適用の解除の届出を行った日から再度適用の届出を行う日までの間には、政令で定める期間が経過していることが必要とされている（同条三項・四項）。

**(5) 資金移動業の一部廃止に係る手続の整備**

現行法では、資金移動業の全部を廃止する場合、資金移動業者は届出、公告および為替取引に関し負担する債務の履行を行わなければならないこととされている（法六一一条一項〜五項）。そして、資金移動業者が前記の公告に加え、知れている債権者に個別通知を行った場合であっても、一定の要件を満たす場合には、債務の履行が完了したものととして、履行保証金の全額を取り戻すことができることとされている（法四七条三号、資金決済に関する法律施行令一七条一項三号・二項）。

他方、資金移動業の一部の廃止の場合の手続は規定されていない（前記の手続は、資金移動業者の登録の効力の喪失を予定しているため、一部の廃止の場合には適用されない）。これは、法の制定時、一の資金移動業者が複数の資金移動業を営むことが想定されていなかったためと考えられるが、たとえば、マネーオーダー型サービス（あらかじめカードに入金した資金を、海外の提携ATM等により出金できるサービス）を提供する資金移動業者が、複数種類のカードを発行するような場合が出てきている。そのような資金移動業者が資金移動業の一部のみを廃止した場合、前記の手続が適用されないため、たとえば、利用者が廃止されたカードの残高を引き出さなままにしている場合、資金移動業者は債務の履行を完了することができず、当該残高が未達債務に計上され続け、履行保証金の取戻しを行うことができないこととなる。

このため、改正法では、資金移動業の一部の廃止の場合にも、廃止の届出および公告の規定を適用することとしている（改正後の法六一一条一項・三項）。また、政府令において、一部の廃止の場合にも債務の履行の完了の規定を適用し、履行の完了の手続が終了した債務を未達債務から除外して、履行保証金の取戻しを可能とするよう規定されることが考えられる。

**三 電子記録債権法に係る改正の概要**

**1 改正の経緯**

決済WGでは、平成二〇年の電子記録債権法（以下、三において「法」という）の施行以降、これまでに四つの電子債権記録機関が設立され（注七）、電子債権記録機関への利用者登録は順調に拡大してきているものの、未だ十分な普及には至っておらず、電子記録債権を利用した資金調達が十分に行えていないとの問題意識から、利用者利便を図るための方策について議論がなされた。

決済WG報告書において、電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させることを可能とすべき旨の提言がなされたことを踏まえ（注八）、今般の改正法において所要の制度整備を行っている。

**2 改正の概要**

決済WG報告書を踏まえ、改正法では、第二章第九節を新設（改正前の第九節は第一〇節に変更）し、電子債権記録機関の記録を他の機関に移行することを「電子債権記録機関の変更」と位置づけた（改正後の法四七条の二第一項）上で、電子債権記録機関の変更を行うための記録として、電子記録の類型に「記録機関変更記録」を



新設する(同条二項)とともに、その手続について規定している。以下、手続の概要について解説する。

(1) 定義

記録機関変更記録に関する用語とその定義は以下のとおりである(改正後の法四七条の二第二項)。

- ・「変更前債権記録」 電子債権記録機関の変更をしようとする電子記録債権についての債権記録
- ・「変更後債権記録」 変更後電子債権記録機関(後述)において新たに作成され、記録機関変更記録をする債権記録
- ・「変更前電子債権記録機関」 変更前債権記録を記録原簿に記録している電子債権記録機関
- ・「変更後電子債権記録機関」 変更前電子債権記録機関から変更前債権記録の記録事項を引き継ぎ、変更後債権記録に記録機関変更記録をする電子債権記録機関

(2) 請求権者

記録機関変更記録の請求は、当該電子債権記録機関の変更利害関係を有する者である、変更前債権記録に債権者として記録されている者であって、当該電子記録債権の債務者全員の承諾を得たものが行うことができる(改正後の法四七条の三第一項)。なお、①当該債権記録に質権設定記録がされているとき、②変更後電子債権

記録機関の業務規程において規定する電子記録の禁止、回数制限その他の制限と変更前債権記録の内容が抵触するときは請求を行うことができない(同条二項)。

(3) 変更前電子債権記録機関による手続

記録機関変更記録の請求を受けた変更前電子債権記録機関は、遅滞なく、当該請求があった旨等を変更前債権記録に記録し(改正後の法四七条の三第四項)、変更後電子債権記録機関にその旨および変更前債権記録の記録事項等を通知しなければならぬ(同条五項)。なお、変更前債権記録に請求があった旨等を記録した変更前電子債権記録機関は、以後、記録機関変更記録が行われた旨の記録(後述)のほかは、当該債権記録に電子記録を行うことはできない(同法四七条の四)。

(4) 変更後電子債権記録機関による記録機関変更記録

変更前電子債権記録機関からの通知を受けた変更後電子債権記録機関は、遅滞なく、記録機関変更記録をしなければならぬ(改正後の法四七条の五第一項)。電子記録債権法では、電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まり(法九条一項)、債権記録に記録すべき事項は電子記録債権法に規定することとされている(法二条五項)ことから、改正後の法四七条の五では、記録機関変更記録の記録事項についても規定している(改正後の法四七条の五第二項)。

その後、変更後電子債権記録機関は、記録機関変更記録をした旨等を変更前電子債権記録機関へ通知し(改正後の法四七条の五第三項)、変更前記録機関はその旨等を変更前債権記録へ記録する(同条四項)ことで、すべての手続が終了する。

四 施行に向けた今後のスケジュール

関係政府令の準備には、パブリックコメントを含め、実務的な調整などに一定の期間を要するため、改正法では、一年以内の政令で定める日に施行すると規定している(改正法の附則一条)。今後、できる限り早期の施行を目指して作業を進めてまいりたい。

(注一) 日本を含む三五の国および地域ならびに二つの国際的な機関が参加するマネーロンダリング・テロ資金供与対策の国際基準作りを行う多国間の枠組み。

(注二) FATFは、仮想通貨を「デジタルに取引可能であって、①交換手段(及び/又は)②計算単位(及び/又は)③価値貯蔵として機能する価値をデジタルに表象したもの」と定義している。また、仮想通貨は、法定通貨や電子マネー(法定通貨をデジタルに表象したもの)とは区別されとし、法定通貨との間で相互に交換が可能な仮想通貨を規制対象とすべきとしている。

(注三) 改正後の資金決済に関する法律二条六項



では、通貨建資産を「本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産」と定義している。また、「この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす」としている。

(注四) 改正後の資金決済に関する法律二条五項では、仮想通貨を以下のとおり定義している。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

(注五) ①（不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手方として法定通貨と相互に交換できる）の要件を満たさない財産的価値（②③の要件を満たすものに限る）であつても、仮想通貨と相互に交換可能なもの

は、当該仮想通貨を介して、決済手段としての機能を果たし得ることから、改正法ではそのようなものも仮想通貨に含めることとしている。

(注六) 改正後の法に相当する外国の法令の規定により当該外国において改正後の法六三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む）を受けて仮想通貨交換業を行う者をいう（改正後の法二条九項）。

(注七) 決済WGでの議論時点。

(注八) 決済WG報告書では、現行制度では、複数設立されている電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させることが想定されていないことが、電子記録債権の流動化の妨げになっているとの考えから、「電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させることができるよう、債権者等の請求により、電子債権記録機関の記録を他の機関に移行するための手続きなど、所要の制度整備を行うことが適当と考えられる」と提言されている。

ゆやま・しょういちろう  
すずき・よしかず  
せきま・だいえ  
なむら・かおた  
こむら・ただし